

事 務 連 絡
平成28年3月11日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁消防・救急課職員第一係

消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底に係る参考情報について

先般、消防職員が後輩職員等に対し暴力を振るうなどの事案が相次いで発生したことを受け、2月17日に「消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について」（消防消第32号消防・救急課長通知）を発出し、各消防本部に対し、暴力行為を含むパワーハラスメント防止の取組に努めていただくとともに、消防職員の厳正な服務規律の確保を徹底いただくようお願いしているところです。当該通知発出時は、事案発生本部等により、事案の詳細な内容について確認中でしたが、至急注意喚起すべき内容と判断し、直ちに通知を発出しました次第です。

全国の消防本部において、消防職員のパワーハラスメント防止対策を更に進めていただくにあたっては、発生した事案に関する正しい情報を共有することが重要と考えております。今般、事案発生本部等において、別添のとおり、ハラスメント行為を行っていた消防職員に対する懲戒処分が行われたことから、当該事案に関する概要について、情報提供いたします。

貴課におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、情報共有いただきますようお願いいたします。

担当 消防庁消防・救急課
職員第一係 大河内
電話：03-5253-7522

別添

平成28年2月17日付消防消第32号(消防・救急課長通知)に係る事案の概要

① A市事案

	行為の概要	行為者	処分内容
1	<ul style="list-style-type: none">・ロープ渡過訓練(2時間30分)の中で、復帰訓練において1時間30分におよぶ宙づり状態により、足を負傷させた。・部下がロープ訓練中、自己確保ロープがずれ、肋骨を骨折した事実を上司へ報告をしなかった。・懇親会時、熱したトングやタバコの押し付けにより火傷を負わせた。・懇親会時に、足蹴りにより肋骨にひびを負わせた。・懇親会時に、平手で叩いた。 等	係長 (40代)	停職6月
2	<ul style="list-style-type: none">・勤務中における日常的な暴言があった(「辞めちまえ」「バカ野郎」「クズ」など)。・訓練中の失敗などで尻を蹴ったり、胸にパンチをした。・勤務中、履いていたサンダルで頭を叩いた。・懇親会時に、背中にタバコを押しつけ火傷を負わせた。	主任 (30代)	停職6月
3	<ul style="list-style-type: none">・訓練中に疲れ果て倒れ込んだ隊員の顔を踏みつけた。・ロープ渡過訓練(2時間30分)の中で、復帰訓練において1時間30分におよぶ宙づり状態により、足を負傷させた。・懇親会時に、頭を叩き、顔を蹴り鼻出血させた。	主査 (30代)	停職3月
4	<ul style="list-style-type: none">・懇親会終了後、店の外で殴る蹴るの暴行により、「顔面打撲」「肋骨骨折」「眼底出血」の傷を負わせた。・懇親会時に、熱したトングを顔や手に押し当て火傷を負わせた。	係長 (40代)	停職1月

② B市事案

	行為の概要	行為者	処分内容
1	<ul style="list-style-type: none">・業務外の職場懇親会の席上において、同僚職員の顔面を殴りを負傷させた。・過去にも業務外の職場懇親会の席上において、同僚職員に対する暴力行為のほか、タバコ火を押しつけるなどの行為を行っていた。※過去のタバコ火押しつけを含めた暴力行為は、同じ被害者に対するもの。	隊員 (20代)	免職
2	<ul style="list-style-type: none">・業務外の職場懇親会の席上において、上記職員とともに同僚職員に暴行し負傷させた。	副隊長 (20代)	停職6月